（経過措置）

第三条　この法律の失効前にされた第六条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による措置については、同条、第八条第一項、第二項及び第四項並びに第十九条の規定は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条　この法律の施行前に、国又は都道府県の要請に従い、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するためにその所有する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を自ら殺した者に対しては、都道府県知事は、これにより通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんするものとする。

2　第十九条の規定は前項の規定により支払われる費用について準用する。

第五条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六条　政府は、最近における畜産及び酪農の経営の実態、この法律及び法の施行の状況等を踏まえ、平成二十四年三月三十一日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止の在り方、家畜伝染病にかかっている家畜等が大量に発生した場合における適切な埋却場所の確保に必要な法制度の整備等について検討を行い、その結果に基づき、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）	第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務

総務大臣　原口　一博
農林水産大臣　赤松　広隆
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令

口蹄疫対策特別措置法施行令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年六月四日
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百四十六号

口蹄疫対策特別措置法施行令

内閣は、口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第六条第九項から第十一項まで及び第十三項並びに第二十一条並びに附則第四条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（補てん又は補償の対象となる損失等）

第一条　口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第六条第九項及び第十項の政令で定める損失は、同条第一項又は第二項の規定により殺された家畜の評価額とする。

2　都道府県知事は、前項の評価額を決定するには、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

3　都道府県知事は、法第六条第九項の規定による補てん金を交付する場合には、同条第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用の額に相当する金額を当該補てん金と併せて交付するものとする。

4　都道府県知事は、次に掲げる場合には、法第六条第九項又は第十項の規定による補てん金又は補償金を供託することができる。

一　当該補てん金又は補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合

二　過失がなくて当該補てん金又は補償金の支払を受けるべき者を確知することができない場合

（交付の方法）

第二条　法第六条第十一項の政令で定める方法は、同条第一項又は第二項の規定により家畜が殺されたことを都道府県知事が確認することにより当該都道府県知事が決定した額を交付する方法とする。

（農業者年金の保険料の免除等の特例）

第三条　独立行政法人農業者年金基金は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者から申出があった場合において、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるときは、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）第四十六条第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認められなくなるに至った月から当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認められなくなるに至った月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び同法第四十七条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。

2　農業者年金の被保険者又は被保険者であった者（農業者老齢年金及び特例付加年金に係る受給権者を除く。）は、前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができる。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

3　前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額とする。

4　第二項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5　特例免除期間（第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間（前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。）をいう。）は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項各号及び第二項（同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間（口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第百四十六号）第三条第五項に規定する特例免除期間をいう。）を加えた期間」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。

（補てんの対象となる損失等）

第二条　法附則第四条第一項の政令で定める損失は、同項の要請に従って殺された家畜の評価額とする。

2　第一条第二項の規定は前項の評価額について、同条第三項の規定は法附則第四条第一項の規定による補てん金について準用する。この場合において、第一条第三項中「法第六条第九項の規定による補てん金」とあるのは「法附則第四条第一項の規定による補てん金」と、「同条第一項の勧告」とあるのは「同項の要請」と読み替えるものとする。

3　法第十九条の規定は、前項において読み替えて準用する第一条第三項の規定により支払われる費用について準用する。

（経過措置）

第三条　法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる法第六条第六項若しくは第七項又は同条第八項において準用する法第五条第二項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合については、法第七条の規定は、法附則第二条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条　法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる法第六条の規定の適用については、第一条及び第二条の規定は、法附則第二条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第五条　法の失効前に第三条第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた者については、法第二十一条の規定は、法附則第二条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされる法第二十一条の規定の適用については、第三条第二項から第五項までの規定は、法附則第二条に規定する日後も、なおその効力を有する。

農林水産大臣　赤松　広隆
内閣総理大臣　鳩山由紀夫